

令和6年度 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

令和6年4月10日

障害児通所支援 あしび

障害児通所支援あしびでは、令和6年4月、5月も継続して福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を算定予定です。

また、令和6年6月から報酬改定により処遇改善加算が一本化されることとなりました。

それに伴い、名称が「福祉・介護職員等処遇改善加算」となりますが、今までと変わりなく加算を算定していく予定となっております。

当事業所では、「保育士資格を有し児童福祉事業に8年以上従事しているものを経験・技能のある障害福祉人材と考え、その他直接業務をしている職員を他の障害福祉人材とし毎月『特定処遇改善加算』を支給する予定です。

※令和6年6月からは「処遇改善新加算」を毎月支給する予定です。

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

【腰痛を含む心身の健康管理】

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

【やりがい・働きがいの構成】

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善